

第4章 投資の算定、参入ルート、上限、参入条件、など

4.1 外国投資の算定、即ち直接投資と間接投資

4.1.1 インド会社への投資は居住実体と非居住者の双方から為され、インド会社に対する非居住者投資は直接海外投資である。居住実体による投資は、居住者投資と非居住者投資を包含する訳である。斯様に、投資するインド会社がその資本の中に外国投資を有しておれば、被投資インド会社は間接海外投資を受けることになる。間接投資は小分けし得る、即ち多重構造である。

4.1.2 FEMA(Transfer or Issue of Security by Persons Resident Outside India) Regulations の Schedule 1,2,3 及び6 の下で、斯かる投資が為されてきたにも拘らず、間接外国投資の算定目的で、インド会社への外国投資は外国投資のあらゆる形態を含むものとする。即ち、FDI ; FII(3 月末保有)による投資 ; NRI s ; ADRs ; GDRs ; Foreign Currency Convertible Bonds(FCCB) ; 完全強制且つ委任可能転換優先株と完全強制且つ委任可能転換社債。

4.1.3 全外国投資の算定ガイドライン、即ち、インド会社への直接及び間接外国投資

- (i) 直接外国投資の計算 : インド会社への非居住者による全ての直接投資は、外国投資と算定される。
- (ii) 間接外国投資の計算 :
 - (a) インド市民に依って、又はインド市民により [所有且つ管理] されている会社によって、「所有且つ管理」されているインドの投資会社経由の外国投資は、間接外国投資に参入されない。
 - (b) 上述(a) の条件に合致しない、或は、投資会社が非居住者によって所有又は管理されている場合、投資会社によるインド会社への投資全体が間接外国投資の看做される。但し、例外として、運営兼投資会社/ 投資会社の 100%子会社がする間接外国投資は、運営兼投資会社/ 投資会社の投資にされる。Holding カンパニーの 100%子会社の川下投資はホールディングカンパニーに依る投資と同類であり、川下投資はホールディングカンパニー意向のはず、と言うことから、この例外が設けてある。

事例

外国投資が入っている会社 Y を通じて会社 X に投資が為された場合、会社 X の間接外国投資は下記の方法で計算される :

- (A) 会社 Y 資本の外資部分が 50%以下の場合、会社 X は会社 Y を通じて間接外国投資を受けていないと看做される。
- (B) 会社 Y の外資部分が 75%の場合

- (i) 会社 X の 26%を Y が投資すると、この 26%は会社 X に対する間接外国投資と扱われる。
- (ii) 会社 X の 80%を Y が投資すると、会社 X への間接外国投資は 80%とされる。
- (iii) 会社 X が Y の 100%子会社である場合、Y の外資部分は 75%ゆえ X への投資の 75%が間接外国資本とされ、残りの 25%は居住者資本として扱われる。
即ち、会社 X の間接外国資本比率は 75%、居住者資本比率 25%である。
- (iii) 直接と間接外国投資の合計を以って、外国投資とする。
- (iv) 上述計算方法はインド会社への全ての投資段階、投資する会社全部に適用される。
- (v) **追加条件：**
 - (a) インド会社における外国投資の明細及び会社管理に関する情報は、印政府許可申請時に政府に報告を要する。
 - (b) 外国投資には政府許可要の分野の会社で、取締役指名、投票権実行、株主総会での投票権不釣合招来、その他、に関わる株主間の取決めがある場合、それらは許可下付当局に報告を要する。
許可下付当局は、外国投資許可を検討に際し、斯かる会社内取決めを考慮に入れる。
 - (c) 分野別外国投資上限を超える場合、上限超部分は居住インド市民、又は居住インド市民に依って所有且つ管理されているインド会社、に移転保有されなければならない。
 - (d) 外国投資上限 49%に定められている、I & B 及び防衛産業はでは、会社は居住インド市民、又は居住インド市民に所有且つ管理されている会社、によって所有且つ管理されている必要がある。
 - (A) この為に、会社法 1956 の Section 4A の規定通り、公営銀行と公営保険機関の持株を除いて、インド人株主(largest Indian shareholder)の持株が少なくとも 51%を占めるべきである。
Largest Indian shareholder は、下記の何れかに該当する者を含む；
 - (I) 個人株主の場合
 - (aa) 個人株主
 - (bb) 会社法 1956 の Section 6 の規定が意味する範囲内の、株主の親戚
 - (cc) 個別の株主/ HUF がマネージメントと利益管理している会社/会社グループ
 - (II) インド会社の場合
 - (aa) インド会社
 - (bb) 同一のマネージメントと所有権管理にあるインド会のグループ
 - (B) 本項の目的の為に、“Indian company” (インド会社) とは、居住インド人

又は会社法 1956 Section 6./ HUF.が定義する親族、が単独で又は合同で少なくとも 51%の株を保有している会社。

(C) 上述 Sub-Clauses (i) and (ii) of clause 4.1.3 (v)(d)(I)に述べた実体(株主)の全部又は一部が結び付く場合、各個人は申請会社の運営に関して個別に行動するという法的拘束力のある協定を締結している、と言う条件。

(e) 非居住者の手中にある利益処分事項について、会社法 Section 187C の如く、株主間で告知が為されている場合、居住インド市民による投資も外国投資として計算される。

4.1.4 上記 Policy と計算方法は、各分野において外国投資総計決定に適用される。但し、法令又は規則が特に適用されている分野は除く。それゆえ、直接及び間接外国投資の算出方法は、関連規則に制約されている保険分野には適用されない。

4.1.5 2009年2月13日(2009年 Press Note 2 布告日) 以前に存在したガイドラインに沿って既に為された外国投資は、本ガイドラインに合致する為の修正は一切不要。非該当の過去及び未来の投資は新しい本ガイドラインが適用される。

4.2 Entry Routes for Investment (投資の参入ルート)

4.2.1 非居住者はインド会社に対し、株を満額、完全強制且つ委任可能転換社債、強制且つ転換委任可能優先株、投資できる。2ルートあり：自動承認ルートと政府ルート。

自動承認ルートの下では、外国投資家又はインド法人は投資に当り RBI 又は政府の許可取得は一切不要。政府ルートの下では、FIPB 経由印政府の事前許可取得が必要である。FDI Policy 記述の政府ルートの下、外国投資申込は Ministry of Finance, Department of Economic Affairs(DEA)の Foreign Investment Promotion Board(FIPB)に依って検討される。

4.2.2 投資は下記規定の通り “Existing Venture/ tie-up condition”条件とする。

4.2.2.1 2005年1月12日以降、合弁契約書は “conflict of interest”(利益背反)項目を求められている。即ち、複数の合弁パートナーの1人が同一経済分野で他の合弁会社、又は100%子会社の設立を望む場合に、残る合弁パートナーの利益保護手段になる項目である。然しながら、当 Policy は、2005年1月12日以前に締結された合弁契約の合弁パートナーの利益保護も期待されている。

4.2.2.2 2005年1月12日以前に、既存合弁会社/ 技術移転契約/ 商標権、の契約を有する外国投資家が、技術移転/ 技術合弁/ 商標権契約を新規の相手先と新規に合弁しようとする

場合の申込は FIPB/ Project Approval Board 経由の政府ルートになる。

新規合弁が既存合弁又は技術移転/ 商標権のパートナーに損害を与えないと言う、必要な正当性を提出する義務は外国投資家/ 技術供与者及び新規合弁パートナーに等しく課される。

4.2.2.3 然しながら、下記の投資は外国投資家が同じ分野に既存合弁保有又は技術移転/ 商標権契約を持っていても、政府承認必要から免除される：

- (a) SEBI 登録済 Venture Capital Fund による投資。
- (b) Asian Development Bank(ADB), International Finance Corporation(IFC), Commonwealth Finance Corporation(CFC), Deutsche Entwicklungs Gesellschaft(DEG) などの多国籍金融機関による投資。
- (c) 既存合弁で、パートナーのどちらかの出資分が 3%以下の場合。
- (d) 既存合弁が機能不全又は sick。
- (e) 株式発行を受ける立場の実体と契約の既存合弁或は技術移転/ 商標権が、IT 分野或は同分野か同種鉱物の鉱山業である場合の、IT 業又は鉱山業のインド会社の株式発行。

4.2.2.4 同分野か同種鉱物の”same”の意味は、field 4 digit NIC,1987 Code を参照。

4.2.3 Guidelines for transfer of ownership or control of Indian companies in sectors with caps from resident Indian citizens to non-resident entities in sectors with caps :

(外国投資上限がある分野で、上限付きインド会社の所有権又は管理権を居住インド市民から非居住実体に譲渡する場合のガイドライン)

上限を賦されている分野、就中、防衛産業、空輸サービス、土地取扱業、資産再建業、民間銀行、放送業、商品取引所、クレジット機関、保険、文書メディア、テレコミュニケーション、及び衛星業、で次のケースは全て政府認可/ FIPB 認可を要する：

- (i) インド会社が外国投資で設立され、非居住者に所有されている。
- (ii) インド会社が外国投資で設立され、非居住者にコントロールされている。
- (iii) 居住インド市民、又は居住インド市民が所有し且つ管理する既存インド会社、に依って所有且つ管理されている既存インド会社の管理を、合併、吸収/ 分離、取得などを通じて非居住実体向けに株式譲渡或いは新株発行を原因として、非居住実体に移転。
- (iv) 居住インド市民、又は居住インド市民が所有し且つ管理する既存インド会社、に依って所有且つ管理されている既存インド会社の所有権を、合併、吸収/ 分離、取得などを通じて非居住実体向けに株式譲渡或は新株発行を原因として、非居住実体に移転。
- (v) 外国投資上限が無い、つまり 100%外国投資が自動承認に認めれる分野/ 活動には本ガイドラインは適用されない。
- (vi) FWMA(Transfer or Issue of Security by Persons Resident Outside India)

Regulations の Schedule 1,2,3,及び6の下に為されてきた投資であるか否かは関係なく、Foreign investment(外国投資)は全てのタイプの外国投資を意味する。即ち、FDI と FII,NRIs, ADRs, GDRs, 外貨建転換証券(FCCB)、及び完全委任且つ強制転換優先株/社債に拠る投資。

4.3 Caps on Investments (外国投資の上限)

4.3.1 居住実体への非居住者に依る資本投資は、FDI Policy が定め/認める総資本金比率内であること。投資禁止分野/活動があり、或る分野/活動では投資に対し規制/条件/上限が存在する。各種分野/活動の外国投資上限は今回章の第5章に詳述がある。

4.4 Entry Conditions on Investment (投資の参入条件)

4.4.1 ある分野/活動の居住実体の資本に対する非居住者による投資は参入条件付で認められる。斯かる参入条件は非居住実体による投資にのみ適用され、最小資本金、存続期間などの規範を包含する。参入条件の詳細は今回章の第5章参照。

4.5 Other Conditions on Investment besides Entry Conditions (他の投資条件)

4.5.1 外国投資の参入条件以外に、当該分野に関する法令、規則、ルールを投資/投資家は確認することが必要。

4.5.2 関連法令で定められている条件に関係する国家安全/内国安全を遵守のこと。

4.5.3 各州/大統領直轄地 (Union Territories) は管轄地域で諸規制をしている。それらの条件にも合致すること。

4.6 Downstream Investment by Indian Companies (インド法人の川下投資)

4.6.1 インド会社による川下投資に対する Policy は、参入ルート、条件、及び分野上限に係わる外国投資基準遵守について規定し、明らかにしている。非居住実体に依って“所有”又は“管理”されているインド会社の川下投資は、直接外国投資基準と同じ基準に従うことを要する、即ち、直接外国投資で出来るとしてある Para 4.1 の川下投資範囲で間接外国

投資が出来る。直接投資で出来ることは、同じ基準で間接投資でも出来る。

4.6.2 川下投資を含む外国投資、直接及び間接両方、投資の各段階で投総計計算のガイドラインは Para 4.1 に詳述されており、これで外国投資総計を決定する。

4.6.3 本章の目的のために；

- (i) "Operating Company"とは、種々の経済活動分野で運営しているインド会社。
- (ii) "Downstream investment" (川下投資)とは、一つのインド会社が Para 4.1 Para 4.1.3 の基準に沿って、Para 4.1.3(v)規定条件での間接外国投資計算のガイドライン条件で、株式予約又は株式取得で他のインド会社に間接外国投資することを言う。
- (iii) "Foreign Investment"は Para 4.1 と同じ意味である。

4.6.4 Guidelines for downstream investment by Investing Indian Companies "owned or controlled by non resident entities" as per Para 4.1 :

(非居住実体に所有又は管理されている投資インド会社による川下投資への指針)

- (i) downstream investment companies (a – only operating companies, b – operating-cum-investing companies, c – only investing companies) に対する政策を下記する；
- (ii) Only operating companies : 会社が活動している分野での外国投資に関する参入ルート、条件及び上限の分野条件に沿うこと。
- (iii) Operating –cum – investing companies : 会社が活動している分野での外国投資に関する参入ルート、条件及び上限の分野条件に沿うこと。更に会社が川下投資した被投資インド会社の活動分野関連の参入ルート、条件及び上限に沿うこと。
- (iv) Investing companies : 投資会社が行なう外国投資は、その金額、規模に拘わらず政府/ FIPB の事前許可取得を要する。投資会社に依って川下投資が為された被投資会社の活動分野関連の参入ルート、条件及び上限に沿うこと。

4.6.5 運営も川下投資も一切行っていない投資インド会社への外貨資本注入は、金額、規模を問わず政府/ FIPB の許可事項である。斯様な投資インド会社が活動又は川下投資を解しする際は、関連分野の参入ルート、条件及び上限に沿うこと。

4.6.6 Operating –cum – investing companies 及び investing companies(Para 4.6.4), 上記 para 4.6.3 該当会社、の川下投資は下記条件で為されるものとする；

- (i) 投資インド会社は、川下投資の 30 日以内に川下投資を SIA,DIPP 及び FIPB に通知すること。新規/ 既存被投資会社から投資に伴う株券割当有無は無関係とする。

- (ii) 被投資既存インド会社の株主合意書などで取締役会の外資誘致決議に応ずる川下投資であること。
- (iii) 株式の発行/譲渡/値付/評価は SEBI/ RBI の適用ガイドラインに従うこと。
- (iv) the operating cum investing companies は川下投資用資金は国内市場調達ではなく海外から必要資金を持ち込むこと。この規定は、川下 operating companies が国内市場で資金調達することは妨げない

4.7 **Guidelines for Consideration of FDI Proposals by FIPB**

(FDI 申請に対する FIPB の検討指針)

- 4.7.1 FIPB が FDI 申請を検討し、承認推薦形成の為に下記ガイドラインがある。
- 4.7.2 事務局は全申請書を 15 日以内に FIPB に回付し、関係省庁のコメントを Board(FIPB)に事前に或は Board の席上で開陳すること。
- 4.7.3 FIPB は申請書を、政府決定通知は 30 日以内の方針で、処理する。
- 4.7.4 申請書内容が明確でない、或は追加情報が必要な場合、検討遅延を防ぐ為に Board 開催時に申請者招致あるべし。
- 4.7.5 申請書検討、推薦に際し、FIPB は分野別要件と分野別政策を念頭に置く。
- 4.7.6 FIPB は各申請を、夫々の全体像で判断する。
- 4.7.7 FIPB は申請書検討に際し、下記を吟味する：
 - (i) 申請活動が工業ライセンスを必要とするものであるか否か、必要な場合ライセンス下付についても検討する。
 - (ii) 申請内容に輸出計画の有無、輸出計画もある場合は輸出品目と輸出先。
 - (iii) 申請が、戦略分野又は防衛産業関連であるか否か。
- 4.7.8 申請書検討に際し、下記は優先とされる：
 - (i) インフラ分野関連業種
 - (ii) 輸出可能性のある業種
 - (iii) 大きな雇用創設可能性のある業種、特に地方で。
 - (iv) 農業/農園分野と直接間接関与する業種
 - (v) 病院、人材開発、医薬と医療機器など社会性の強いもの

(vi) 技術導入又は資本導入の結果になる業種

4.7.9 申請書検討に際し、下記が留意される。

- (i) 外資部分が上限内であるか（分野別上限の観点から）。
- (ii) 外資部分の観点から、申請計画が、持ち株会社/ 完全所有子会社/ 外資支配の joint venture（76%以上）の会社に繋がるのか。
- (iii) 外資参加計画は新規プロジェクト(joint venture など)なのか、外資/ NRI 持分の拡大なのか、既存インド会社に外資/ NRI を新規導入なのか。
- (iv) 既存インド会社で外資/ NRI の新規導入の場合、或は外資/ NRI 持分拡大の場合、導入又は拡大を支持する取締役会決議有無、及び株主合意有無。
- (v) 既存インド会社への外資/ NRI 新規導入、或は外資/ NRI 持分拡大、の場合、申請が為された理由と導入/ 拡大の手法は 払込/ 授権資本金の増大か譲渡か、新規株発行か、どのような手法か。
- (vi) 株式の発行/譲渡/値付は SEBI/RBI のガイドライン通りであること。
- (vii) 活動分野は工業かサービスか、或いはそのコンビネーションか。
- (viii) 活動分野が Micro & Small Enterprises sector reservation(中小企業留保分野)で規制された分野包含有無。
- (ix) 活動分野が分野制限抵触有無
- (x) 活動計画が危険物資、輸入禁止、環境汚染(例えば、Plastic scrap、recycled plastics)の輸入を包含有無。

4.7.10 No condition specific to the letter of approval issued to a foreign investor would be changed or additional condition imposed subsequent to the issue of a letter of approval. This would not prohibit changes in general policies and, regulations applicable to the industrial sector.

外国投資家に発行された許可書記載条件の変更、或いは追加条件付加はしない。但し、工業分野への全般的政策と規制の変更はこの限りではない。

4.8 **Constitution of FIPB** (FIPBの構成)

4.8.1 FIPB は政府事務局の下記コア・グループで構成する

- (i) 大蔵省、経済担当局担当次官、 FIPB の議長
- (ii) 商工業省、産業振興局担当次官
- (iii) 商工業省、商業局担当次官
- (iv) 外務省、経済担当次官
- (v) 海外居住インド人担当省、次官

4.8.2 Board は、必要に応じて、他省庁の次官、経済機関の高級官、銀行、商工業省の専門家に参画させる。

4.9 **Approval Levels for Cases under Government Route** (政府ルート案件の許可基準)

4.9.1 政府ルート、即ち政府の事前許可を要する直接投資に係わる申請に対して、下記承認基準が当て嵌められる。

- (i) FIPB の主管である大蔵大臣が、120 億ルピー以下の外資流入申請に対する FIPB の推薦を考慮する。
- (ii) 120 億ルピー以上の外資流入を伴う申請への FIPB の推薦は CCEA の考慮事項になる。DEA の FIPB 事務局は、FIPB 推薦に対する大蔵大臣と CCEA の承認取付けを作業する。
- (iii) CCEA は FIPB と FIPB 主管の大蔵大臣から回付された申請を検討する。

4.10 **Cases which do not require Fresh Approval** (新規許可不要の事例)

4.10.1 下記の場合は、同一実体に追加外国投資を持込むに際し政府 (FIPB/CCEA) の新規事前許可取得不要；

- (i) 実体の活動分野に関し FIPB/CCFI/CCEA の事前許可取得が以前は必要であり、最初の外国投資の為に FIPB/CCFI/CCEA の事前許可を取得したが、後に当該活動/分野が自動承認になった。この実体への追加投資。
- (ii) 実体の活動には分野上限が以前はあり、最初の外国投資では FIPB/CCFI/CCEA の事前許可を取得したが、後に上限が撤廃/緩和されて当該分野は自動承認ルートになった。この実体への投資。但し、追加投資で分野上限を超えないこと。
- (iii) Press Note 18/1998 又は Press Note 1/2005 の規定と FDI Policy の政府事前許可制ゆえに、最初の外国投資には FIPB/CCFI/CCEA の事前許可取得済みであったその同一実体への追加外国投資のケースは理由/目的不問である。